

平成17年度予算概算要求の
重点事項に関する
事業評価結果報告書

平成16年8月
国家公安委員会・警察庁

目次

1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進

(1) 安全で安心なまちづくりの推進

- ・ 「地域安全安心ステーション」モデル事業（生活安全企画課）・・・1
- ・ 街頭犯罪捜査資機材の整備（地域課）・・・3
- ・ 広域知能犯事件対策の推進（捜査第二課）・・・7
- ・ 集中護送車両の整備（総務課）・・・9

(2) サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進

- ・ サイバーテロ対策要員の能力向上のための教育の実施（警備企画課）・・・11

(3) 少年非行防止対策等の推進

- ・ 暴走族取締用装備資機材の整備（交通指導課）・・・13

(4) 被害者対策の推進

- ・ 被害者対策の推進（給与厚生課）・・・15

2 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進

- ・ 繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進（企画分析課）・・・19
- ・ 組織窃盗対策用装備資機材の整備（捜査第一課）・・・21

3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化

- ・ 空港防護保安対策の強化（警備課）・・・23
- ・ N B C テロ対応専門部隊等の充実強化（警備課）・・・25
- ・ 不法滞在者対策用装備品の整備（外事課）・・・27
- ・ 警察移動通信システムの整備（通信施設課）・・・29

4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進

- ・ 車間距離不保持違反取締装置の整備（交通企画課）・・・31
- ・ 交通事故自動記録装置の整備（交通指導課）・・・35
- ・ 特定交通安全施設等整備事業の推進（交通規制課）・・・37

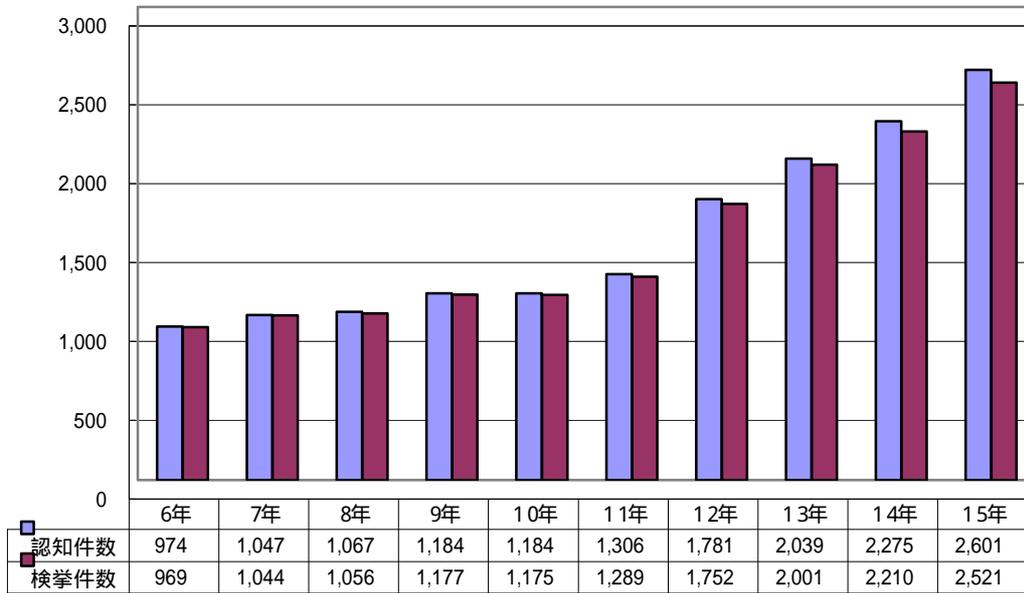
| | |
|----------|---|
| 政策の名称 | <p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (1) 安全で安心なまちづくりの推進 ・ 「地域安全安心ステーション」モデル事業</p> |
| 政策の目的・内容 | <p>住民参加型の自主防犯活動が推進されるようにするため、自主防犯活動の拠点・基盤として、地域住民やボランティア団体が管理・運営する「地域安全安心ステーション」の整備をモデル事業として行うものである。 具体的には、全国で100地区を選定し、自主防犯パトロール等地域における安全と安心の確保に資する活動に必要な物品の整備等の支援を行うことにより、地域住民による自主防犯活動の活性化を図るものである。</p> |
| 必要性 | <p>【公益性】 平成15年の刑法犯認知件数は279万136件で、前年に比べて2.2%減少したが、10年前に比べて100万件以上増加している。特に、街頭犯罪や侵入犯罪といった国民の身近で発生する犯罪が多発しており、15年中は街頭犯罪及び侵入犯罪が刑法犯認知件数の63.6%を占めた。一方、同年の刑法犯検挙率は23.2%となっており、犯罪の発生に検挙が追い付いていない状況にある。 このような厳しい犯罪情勢の下、本事業は、自主防犯活動の拠点・基盤となる「地域安全安心ステーション」を整備し、自主防犯活動に取り組む地域住民やボランティア団体を支援することにより、地域住民等の自主防犯活動を活性化し、犯罪の発生を抑止して公共の安全を確保するものであり、高い公益性が認められる。</p> <p>【官民の役割分担】 地域住民等の自主防犯活動を活性化し、犯罪の発生を抑止して公共の安全を確保するため、国及び地方公共団体が、地域住民やボランティア団体に対して、自主防犯パトロール等地域における安全と安心の確保のための活動に必要な物品の整備等の支援を行う。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 本政策は、民間による自主防犯活動を支援するために国が経費等を支出するものである。</p> <p>【緊急性の有無】 治安を回復するためには、地域住民が、良好な治安は警察のパトロールや犯罪の取締りのみによって保たれるものではないことを認識し、自主防犯活動に取り組み、自ら犯罪の発生を抑止することが必要である。現下の犯罪情勢は極めて厳しく、速やかな対策が求められている。</p> <p>【他の類似政策】 警察庁では、地域安全活動に重点的に取り組む地区を地域安全活動パイロット地区として指定し、地区防犯協会等民間防犯組織の活動に対し、会議費、消耗品費、印刷製本費等の支援（補助金）を行ってきたところ、本モデル事業では、全国から100地区をモデル事業指定地区として選定し、総務省による地域安全安心ステーション整備モデル事業と協力しつつ、地域住民による自主的な防犯活動の活性化を推進するもの。</p> |
| 達成効果等 | <p>【今後見込まれる効果】 自主防犯活動に取り組む地域住民やボランティア団体の活動の拠点・基盤が整備されることにより、地域住民等による自主防犯活動が促進され、モデル事業地区内における地域住民の防犯意識及び連帯意識の向上並びに犯罪の発生減少が見込まれる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本事業が実施され、地域住民等による活動が定着した時。</p> |
| 予算額 | <p>【平成17年度要求額】 229,554千円（うち補助金52,481千円）</p> |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 地域住民等による自主防犯活動の活性化は、地域の安全と安心の根幹をなすものとして本来的に必要不可欠なものであり、他の手段で代替できるものではない。</p> <p>【他の事業との連携】</p> |

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| | <p>防災の観点からの地域安全安心ステーション整備モデル事業（総務省） 【効果とコストとの関係についての分析】 本モデル事業を実施することにより、モデル地区内の地域住民の防犯意識及び連帯意識の向上並びに犯罪の発生の減少の効果が見込まれるが、効果とコストとの関係についての定量的な分析は困難である。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 新規に予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | <p>犯罪の発生の増減は、本モデル事業の実施による地域住民等の自主防犯活動の活性化だけでなく、経済情勢の変化、警察による取締りの強化等の影響を受けるものであり、また、地域住民の連帯意識についても、本モデル事業だけでなく、種々の地域ボランティア活動や地域おこし活動等を通じた地域住民の連帯強化の取組みの影響を受けるものである。</p> | | |
| 政策所管課 | 生活安全企画課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|---------------|---|
| 政策の名称 | 1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (1) 安全で安心なまちづくりの推進 ・ 街頭犯罪捜査資器材の整備 |
| 政策の目的 ・ 内容 | 国民からの通報を受け第一次的に現場に臨場する地域警察官が、その職務執行に際して、被疑者から刃物等による抵抗、攻撃を受け、受傷する事案が多発していることから、被疑者検挙及び受傷事故防止に資する小型多機能刺股等の資器材を整備する。 |
| 必要性 | <p>【公益性】 最近の治安情勢の悪化は、警察官の職務執行にも影響を及ぼしており、職務質問、逮捕等の際に、被疑者が刃物等の凶器や車両を使用して警察官に抵抗し逃走しようとする事案が多発している。また、警察官に対する公務執行妨害事件も増加している（平成15年中、警察官に対する公務執行妨害事件は2,601件発生し、前年に比べて326件（14.3%）増加した。別紙1参照。）。15年中には、公務執行妨害により1人の地域警察官が殉職し、31人の地域警察官が重傷（1か月以上の治療を要するもの）を負っているが、このような殉職事案等が地域住民に与える不安や警察官の職務執行に及ぼす影響は計り知れない。 地域警察官は、第一次的に現場に臨場し、抵抗、逃走しようとする被疑者を確実に検挙しなければならないが、地域警察官が受傷することなく、刃物等を所持した被疑者を制圧検挙し、不審車両の逃走を防止して、被疑者を検挙するためには、有効な資器材の整備が必要である。</p> <p>【官民の役割分担】 警察官の職務執行に際して必要な資器材を整備するものであり、警察において整備すべきである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関するものであり、民営化・外部委託はできない。</p> <p>【緊急性の有無】 警察官に対する公務執行妨害事件及び殉職・受傷事案が多発していることから、緊急に整備する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記の状況において、街頭犯罪捜査資器材の整備を廃止、休止することはできない。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 別紙2のとおり、 (1) 小型多機能刺股 (2) ガラス粉碎機 (3) 耐刃手袋・アームガード (4) 小型3D透明盾 を活用することにより、地域警察官が、抵抗する被疑者を効果的に制圧検挙した事例が報告されている。</p> <p>【今後見込まれる効果】 街頭犯罪捜査資器材を整備することにより、地域警察官が受傷することなく、効果的に被疑者を制圧検挙することができる。</p> <p>【効果の把握の手法】 街頭犯罪捜査資器材の効果的活用事例を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本資器材が整備され、活用された時。</p> |
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 244,604千円（補助金）</p> <p>【平成17年度要求額】 231,122千円（補助金）</p> |
| 効率性 | 【代替的手段の有無】 |

| | | | |
|-----------------|--|--------|---------|
| | <p>地域警察官が受傷することなく、刃物等を使用して抵抗、攻撃してくる被疑者を効果的に制圧検挙するためには、街頭犯罪捜査資器材を整備するほかなく、代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 地域警察官が殉職又は受傷する場合の損失は極めて大きいこと、本資器材の整備により受傷事故が減少し、地域警察官が被疑者を効果的に制圧検挙できることを考慮すれば、本資器材の整備に要する費用は最低限のコストといえる。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策所管課 | 地域課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

警察官に対する公務執行妨害事件の認知・検挙状況



街頭犯罪捜査資器材の効果的活用事例

「被疑者が家族に暴力をふるっている。包丁を2本持って自室に閉じこもった。」との110番通報を受けた地域警察官は、現場に臨場し被疑者に対する説得を試みたが、被疑者がこれに応じなかったことから、被疑者を取り押さえるため透明盾及び刺股を構えて被疑者に接近した。被疑者は地域警察官に向かって包丁を投げつけてきたが、地域警察官は透明盾でこれを防ぎ、刺股を用いて被疑者を制圧し、殺人未遂及び公務執行妨害被疑者として現行犯逮捕した。

(平成16年4月 京都)

「スーパーマーケットで刃物所持の強盗事件発生」との110番通報を受けて現場に臨場した地域警察官は、スーパーマーケット出入口付近において包丁を所持した被疑者を、刺股を用いて壁に押し込むことにより制圧し、銃砲刀剣類所持取締法違反被疑者として現行犯逮捕した。

(平成16年3月 青森)

地域警察官は、警ら用無線自動車で警ら中、整備不良の自動車に停止を求めたが、同自動車は突如加速し、信号無視を繰り返して逃走したことから、進行方向を塞ぐようにして停止させた。地域警察官が被疑者に近づくと、被疑者は再び自動車で逃走しようとしたことから、地域警察官は、ガラス粉碎機を使用して運転席のガラスを破り、被疑者の抵抗を制圧して道路交通法違反被疑者として現行犯逮捕した。

(平成16年4月 警視庁)

地域警察官は、駐車車両のタイヤが刃物で切りつけられる事案が連続発生したことから駐車を警戒していたところ、タイヤから空気が抜ける音が聞こえたので、近くにいた不審者に対する職務質問を行った。不審者が、職務質問の最中に、ポケットから刃物を取り出そうとしたため、地域警察官は耐刃手袋を付けた両手で不審者を押さえつけ、器物損壊被疑者として現行犯逮捕した。

(平成15年10月 北海道)

| | |
|----------|--|
| 政策の名称 | <p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (1) 安全で安心なまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域知能犯事件対策の推進 |
| 政策の目的・内容 | <p>いわゆるオレオレ詐欺事件等の広域にわたり敢行される知能犯事件が多発しており、治安上憂慮すべき状況にある。これら広域知能犯事件は、多数の被疑者が役割を分担し、組織的に敢行しており、被疑者グループ全体の解明には、相当の時間を要する状況にある。本事業は、早期に被疑者グループを割り出すための捜査活動を効果的かつ効率的に実施するために必要な捜査資機材を整備し、もって被疑者の早期検挙及び被害の拡大防止を図るものである。</p> |
| 必要性 | <p>【公益性】 平成15年中の詐欺の認知件数は前年に比べて1万816件(21.9%)の大幅な増加となっているが、検挙件数は前年を1,183件(3.7%)下回り、検挙率も63.8%から50.4%に低下している。また、16年5月末現在の詐欺の認知件数は前年同期に比べ1万320件(50.0%)の大幅な増加となっている一方、検挙件数は9,510件で、前年同期に比べ1,942件(17.0%)の大幅な減少となっており、検挙率も30.7%となっている。 最近の詐欺の認知件数の大幅な増加は、主に、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺等の広域にわたり敢行される詐欺事件の増加によるものであるが、中でも、オレオレ詐欺事件については、15年中の認知件数が6,504件、被害総額が約43億円、16年5月末現在の認知件数が4,974件、被害額が約42億円にも上り、マスコミ等にも大きく取り上げられるなど、体感治安を悪化させる要因として社会問題化していることから、こうした広域にわたり敢行される知能犯事件の検挙等を推進する必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 犯罪捜査に関するものであることから、警察が担うべきである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関するものであり、民営化・外部委託はできない。</p> <p>【緊急性の有無】 広域知能犯事件は、国民の身近で発生する犯罪であり、その発生件数が急増し、被害が拡大していることから、これに対する捜査活動を支援する有効な資機材を緊急に配備する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> |
| 達成効果等 | <p>【今後見込まれる効果】 広域知能犯事件対策用装備資機材を整備することにより、被疑者グループの解明を効果的かつ効率的に実施することができ、広域知能犯事件の早期検挙及び被害の拡大防止を図ることができる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれるが、対策の性質上、効果が十全に発現するためには、時間を要する。</p> |
| 予算額 | <p>【平成17年度要求額】 51,134千円</p> |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 現在行っている内偵等の捜査活動を効果的かつ効率的に行い、被疑者グループを早期に把握するためには、各種装備資機材の整備が必要不可欠であり、代替手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 本装備資機材は、現在の捜査手法に照らして、最も効果的に活用し得ると認められるものであり、コストに見合った効果が見込まれる。</p> |
| 学識経験を | <p>なし。</p> |

| | | | |
|----------------|--------------------|--------|---------|
| 有する者の 知見の活用 | | | |
| 評価の結果 | 新規に予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策所管課 | 捜査第二課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|-----------------|---|
| 政策の名称 | 1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (1) 安全で安心なまちづくりの推進 ・ 集中護送車両の整備 |
| 政策の目的 ・ 内容 | 全国的に集中護送車両を整備して留置管理担当の勤務員を効率的に運用することにより、合理的な護送業務を推進することを目的とする。 具体的には、警察署等の留置場と検察庁、裁判所との間の護送に、大型又は中型の護送車両を使用し、一度に多数の被留置者を護送しようとするものである。 |
| 必要性 | <p>【公益性】 取調べや公判のために被留置者を検察庁、裁判所に護送する業務は、捜査・公判といった刑事手続の一環であり、公益性がある。</p> <p>【官民の役割分担】 護送業務は、捜査・公判といった刑事手続の一環であり、民間に委ねることはできない。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 捜査・公判といった刑事手続の一環である護送業務に際しては、逃走防止等の観点から警察官が被留置者を監視することなどが必要であり、民営化や外部委託は困難である。</p> <p>【緊急性の有無】 治安を早急に回復するためには、これまで単独護送を行うために必要とされていた捜査員等の転用を解消し、捜査態勢等を確保する必要があることから、集中護送制度の早期実施が必要である。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 危険水域にある治安情勢を早急に回復する必要があり、引き続き実施する必要がある。</p> |
| 達成効果等 | <p>【今後見込まれる効果】 集中護送を行うことにより、これまで単独護送を行うために必要とされていた護送業務への捜査員等の転用が不要となり、これらの者が本来従事すべき犯罪捜査等の業務の態勢が確保され、治安の回復が図られる。</p> <p>【効果の把握の手法】 集中護送において必要とされた人員の数と集中護送をせずに単独護送をする場合に必要とされたであろう人員の数を比較することにより、合理化効果を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 集中護送車両が整備され、当該車両により集中護送を実施した時。</p> |
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 374,896千円</p> <p>【平成17年度要求額】 130,996千円</p> |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 なし。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 他部門の勤務員を転用せず、留置管理部門のみで単独護送による護送業務を行うためには、大量の増員が必要であり、その雇用経費と比べれば、集中護送車両を購入する方が安価である。</p> |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 |

| | | | |
|-------|---------------------------------------|--------|---------|
| 評価の結果 | 既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策所管課 | 総務課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|----------|--|
| 政策の名称 | <p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (2) サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進 ・ サイバーテロ対策要員の能力向上のための教育の実施</p> |
| 政策の内容・目的 | <p>サイバーテロ対策要員に対する能力向上のための教育を実施することにより、サイバーテロの未然防止及び事案発生時の的確な対処を図ることを目的とする。</p> |
| 必要性 | <p>【公益性】 昨今、情報通信技術の発展とこれに伴う高度情報通信ネットワーク社会の形成により、コンピュータ・ネットワークが重要インフラ等の公共性の高い社会基盤に浸透している。このような情勢の中で、サイバーテロが発生した場合には、国民生活や社会経済活動に計り知れない損害を生じさせるおそれがあり、その未然防止、事案発生時の被害拡大の防止等が求められている。また、政府が策定した「e-Japan重点計画-2004」に、警察庁が講ずべきサイバーテロ対策として、重要インフラ事業者等との連携の強化、サイバーテロ関連情報の収集及び分析能力の強化、サイバーテロ対策を推進する体制の充実強化等が盛り込まれており、警察がサイバーテロ対策をより一層推進することが求められている。</p> <p>【官民の役割分担】 サイバーテロは、いったん発生すれば重大な被害を生じさせ、国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥らせるおそれがあるため、その未然防止及び事案発生時の的確な対処を図ることは、公共の安全と秩序の維持を担う警察の重要な責務である。また、警察は、サイバーテロ対策として、自ら必要な施策を推進するとともに、重要インフラ事業者等に対して、セキュリティ対策に関する自主的な取組みを要請しているところである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 本教育は、サイバーテロの発生時において、警察として迅速、的確に対処する上で必要な事項等に関するものであり、実務的なものであることから、民営化等にはなじまない。</p> <p>【緊急性の有無】 ルートDNSサーバへのサイバー攻撃事案の発生（平成14年10月）、韓国において特に甚大なインターネット接続障害を生じさせたスラマーワーム事案の発生（15年1月）、特定のコンピュータに対しサイバー攻撃を行うようプログラムされていたブラスターワーム事案の発生（15年8月）等にみられるように、サイバーテロの脅威が現実化しており、サイバーテロの未然防止を図り、事案が発生した際にこれに迅速、的確に対処するために、一定の能力を備えた人材を各都道府県警察に配置することが喫緊の課題となっている。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 重要インフラ関連サービス活動の多くが、情報システムにますます依存するようになってきており、今後、更に加速的な情報化・ネットワーク化の進展が見込まれ、サイバーテロの脅威はますます高まっていることから、今後とも、一層強力に対策を講じていく必要がある。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 14年12月に、警察庁にサイバーテロ対策推進室を、15年9月までに全国の都道府県警察にサイバーテロ対策プロジェクトを設置して、サイバーテロ対策を推進するための体制を整備し、重要インフラ事業者等との連携強化を図っているほか、16年4月から、事案発生時には、警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察にサイバーテロ対処本部を設置して迅速的確な事案処理に当たることとしているが、各都道府県警察においては、本教育の修了者が中心となって、これらの対策を推進している。</p> <p>また、15年1月、スラマーワームがまん延し、特に韓国において甚大なインターネット接続障害が発生した事案や同年8月にブラスターワームが世界規模でまん延した事案では、警察庁のサイバーテロ対策推進室において、情報収集及び被害状況の把握に努め、原因となったワームを入手してその動作</p> |

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| | <p>を解析した上でその結果を広報し、被害拡大の防止に努め、各都道府県警察においては、本教育の修了者を中心として、重要インフラ事業者への情報提供、国内で認知した被害に関する情報収集、対応等の必要な措置を講じた。</p> <p>【今後見込まれる効果】 基礎コースを実施することにより、各都道府県警察にサイバーテロ対策に最低限必要な技能を有する警察官を配置することが可能となる。さらに、応用コースを実施することにより、より高度な専門技術を有する警察官を配置することが可能となり、よりの確な事案対処が可能となる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本教育を受けた警察官が、サイバーテロの未然防止又は事案対処に当たった時。</p> | | |
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 38,314千円（うち補助金786千円）</p> <p>【平成17年度要求額】 38,314千円（うち補助金786千円）</p> | | |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 サイバーテロは、いったん発生すれば重大な被害を生じさせ、国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥らせるおそれがあるため、その未然防止及び事案発生時の的確な対処を図ることは、公共の安全と秩序の維持を担う警察の責務である。サイバーテロの未然防止と事案発生時における的確な対処を図るためには、サイバーテロ対策を担当する警察官の能力の向上が不可欠であり、そのためには、教育を実施することが極めて効果的かつ効率的かつ効果的であって、代替的手段はない。</p> <p>【効果とコストの関係についての分析】 サイバーテロの脅威が高まる中、これに的確に対処していくため、各都道府県警察のサイバーテロ対策要員の能力向上を図る必要があるところ、各都道府県警察においてサイバーテロ対策の中核となるべき要員のみを対象とすることにより、必要最小限のコストで効果的なサイバーテロ対策能力の向上を実現することができる。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策評価担当課 | 警備企画課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|----------|--|
| 政策の名称 | <p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (3) 少年非行防止対策等の推進 ・ 暴走族取締用装備資機材の整備</p> |
| 政策の内容・目的 | <p>視察・内偵の強化により、暴走行為を的確に把握し、より効果的な現場検挙活動を行うため、視察・内偵用車両及び機材並びに阻止・検挙用機材を整備するとともに、車両を積極的に押収し、事後の暴走行為を抑止するため、押収車両の保管場所の充実を図るものである。</p> |
| 必要性 | <p>【公益性】 近年、暴走族の総数は減少しているが、小規模化によりグループ数が増加する傾向にある。また、暴走族については、対立抗争事案やリンチ事案を引き起こし、さらには一般人や警察官に危害を加えるなど悪質・凶悪化傾向がみられ、騒音苦情等のために依然として多数の110番通報が寄せられるなど、社会的な問題としてクローズアップされている。 また、平成16年6月に公布された改正道路交通法により、共同危険行為等の禁止の規定の整備、騒音運転等の罰則の新設、消音器不備の罰則の引上げ等の暴走族対策の強化が図られたことにより、改正道路交通法を的確に適用した暴走族の追放に対する国民の期待が一層高まっている。 このような状況の中、視察・内偵捜査の強化により、暴走行為を事前に把握し、より効果的な現場検挙活動等を行うため、視察・内偵用車両及び機材並びに阻止・検挙用機材の整備を図る必要がある。 また、車両を積極的に押収し、暴走族とその使用車両を分離することにより、事後の暴走行為を抑止するため、押収車両の保管場所の充実を図る必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 暴走族取締りは、警察が道路交通法等の取締権限に基づき遂行するものであり、そのために必要な機材の整備は、警察において行うべきものである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 暴走族取締りに関する権限は、警察等捜査機関のみが有しており、民営化・外部委託はできない。</p> <p>【緊急性の有無】 13年2月には、暴走族対策関係8省庁申合せ（「暴走族対策の強化について」）がなされ、関係省庁等が一体となって総合的な暴走族対策を推進することとされているが、暴走族に関する110番通報等が多数寄せられているなど、依然として国民の暴走族取締りを求める要望は強く、警察としては、緊急に取締りの強化に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 暴走族の問題は、マスコミ、国会等において頻繁に取り上げられるなど、依然大きな社会問題としてクローズアップされている状況にあり、引き続き取締りの強化を図るなど、継続的な取り組みを実施する必要がある。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 暴走族の勢力を示す構成員数、活動実態を示すい集・走行回数、国民の取締要望を反映する110番通報等の指標は依然として高い水準にあるが、15年中の各指標は前年と比べて減少した。</p> <p>【今後見込まれる効果】 視察・内偵用車両、望遠暗視カメラ等を活用することにより、暴走族の構成員、い集・暴走行為の参加者等を事前に把握することができ、より効果的な取締りが可能となる。 また、伸縮式車両阻止柵、車両封鎖用エアバック等の阻止・検挙用機材は、安全性を確保しつつ暴走族を阻止することができ、暴走行為の封圧に効果を発揮するとともに、警察官の受傷事故防止にも資することとなる。 これら取締用機材を活用した上で、改正道路交通法等の規定を的確に適用し、共同危険行為等の取締り、暴走行為の封圧、組織の解体を進めることにより、集団暴走行為による道路交通上の危険防止、深夜の爆音暴走に伴う騒音被害の低減等が図られる。</p> <p>【効果の把握の手法】</p> |

| | <p>暴走族の検挙件数・検挙事例のほか、暴走族のい集・走行回数、い集・走行参加人数、暴走族に関する110番通報件数等のデータについて、取締りに当たる都道府県警察から報告を受け、効果を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 当該車両・機材等については、整備直後から暴走族の視察・内偵や現場検挙等に活用可能であり、今後の総合的な暴走族対策の推進とあいまって、近い将来、集団暴走行為の封圧による道路交通上の危険防止、深夜の爆音暴走に伴う騒音被害の低減等の効果が期待できる。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|-----------------|---------|--|------|-----|---------|--------|----------------|---------|-------|----------------|----------|---------|-----------------|
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 55,808 千円（うち補助金31,739千円）</p> <p>【平成17年度要求額】 55,931 千円（うち補助金31,739千円）</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 視察・内偵捜査を強化し、暴走行為を的確に把握するためには、視察・内偵用車両等及び阻止・検挙用機材等の整備が不可欠であり、代替的手段はない。また、車両を積極的に押収し、事後の暴走行為を抑止するためには、車両の保管場所の確保が不可欠であり、代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 不正改造車両に対する国土交通省との合同取締りのほか、暴走族への加入防止・離脱促進等については他省庁等との連携を図り総合的な対策を実施している。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 視察・内偵用車両、阻止・検挙用機材等を整備することにより、暴走行為の事前動向の把握、参加者等の確認が可能となるとともに、安全性を確保しつつ暴走族を阻止することができるようになり、当該車両・機材を活用しない場合の視察内偵に従事する捜査員の人員費、受傷事故発生に伴う人的損失等を考えると、長期的に見ればコストに見合った十分な効果を上げるものといえる。</p> <p>また、保管場所の確保についても、暴走族が社会問題化している中において、事後の暴走行為を抑止できる効果を考慮すると、コストに見合った効果を上げるものといえる。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <p>暴走族の動向</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年中</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構 成 員 数</td> <td>21,184</td> <td>-3,485(-14.1%)</td> </tr> <tr> <td>い集・走行回数</td> <td>6,239</td> <td>-1,191(-16.0%)</td> </tr> <tr> <td>110番入電回数</td> <td>106,159</td> <td>-23,649(-18.2%)</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 15年中 | 前年比 | 構 成 員 数 | 21,184 | -3,485(-14.1%) | い集・走行回数 | 6,239 | -1,191(-16.0%) | 110番入電回数 | 106,159 | -23,649(-18.2%) |
| | 15年中 | 前年比 | | | | | | | | | | | | | |
| 構 成 員 数 | 21,184 | -3,485(-14.1%) | | | | | | | | | | | | | |
| い集・走行回数 | 6,239 | -1,191(-16.0%) | | | | | | | | | | | | | |
| 110番入電回数 | 106,159 | -23,649(-18.2%) | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価担当課 | 交通指導課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----------|--|
| 政策の名称 | <p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (4) 被害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者対策の推進（犯罪被害者等給付金の増額、被害者対策用車両の増強配備、被害者支援活動用携帯電話の整備、犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託、被害者からの相談受理体制の整備等） |
| 政策の目的・内容 | <p>犯罪被害者（遺族を含む。以下同じ。）に対して、犯罪被害者の視点に立ったきめ細かな支援を推進することを目的とし、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者の精神的・経済的打撃の緩和に資する犯罪被害給付制度の拡充に適切に対応できるよう、犯罪被害者等給付金を増額すること。 犯罪被害者のプライバシー保護に配慮しながら機動的に事情聴取等を行うことにより、捜査過程における犯罪被害者の負担を軽減するため、「被害者対策用車両」を増強配備すること。 犯罪被害者とその支援に当たる担当職員が円滑かつ緊密に連絡できるよう、被害者支援活動用の携帯電話を整備すること。 犯罪被害者のニーズに応じたきめ細かな支援を推進するため、犯罪被害者等早期援助団体に対して犯罪被害者への直接支援業務を委託するとともに、民間の被害者相談員に相談業務を委嘱すること。 <p>等の政策を推進する。</p> |
| 必要性 | <p>【公益性】 犯罪被害者は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合があり、近年、このような犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が社会に広く認識されるようになった。 警察は、被害の届出を受理し、犯罪の捜査を行うという面で犯罪被害者と密接な関係を有し、被害の回復・軽減、再発防止等について犯罪被害者から大きな期待を寄せられていることから、犯罪被害者の視点に立った犯罪被害者のための各種施策を推進する必要がある。これまでも犯罪被害者の幅広いニーズに対応するため、犯罪被害者に対する情報提供（「被害者の手引」の作成・配付、被害者連絡制度の運用）、カウンセリングの実施、捜査過程における負担軽減（犯罪被害者の心情に配慮した対応、施設の改善）、犯罪被害者の安全の確保（再被害防止のための取組みの強化）、関係機関・団体との連携（被害者支援連絡協議会の設置、民間被害者支援団体の設立・活動に対する支援）等様々な施策を推進するとともに、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づく犯罪被害給付制度の適正な運用に努めている。 このような状況にあって、</p> <ul style="list-style-type: none"> 11年11月に内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置される。 13年の犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律の附帯決議に「総合的支援体制の整備」等が盛り込まれる。 14年3月の司法制度改革推進計画（閣議決定）に「被害者等の保護」が盛り込まれる。 15年12月犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に「犯罪被害者の保護」が盛り込まれる。 <p>など、被害者支援に係る取組みの一層の強化が求められている状況にあり、被害者対策を推進することの公益性は高い。</p> <p>【官民の役割分担】 警察は、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持」することを目的に設置された機関である。犯罪によって個人の権利や自由が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、その目的を達成するために警察が当然に行うべきものであり、被害者対策は警察本来の業務である。 特に、犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪により不慮の死亡又は重障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものであり、その支給に当たっては都道府県公安委員会において裁定を行うこととしている。 一方、犯罪被害者のニーズは、生活上の支援を始め、医療、公判に関する</p> |

ことなど、極めて多岐にわたっており、警察だけでそのすべてに対応することはできないことから、きめ細かな総合的な被害者支援を行うためには、民間被害者支援団体等との連携が必要である。

【民営化・外部委託の可否】

犯罪被害給付事務については、捜査上の秘密に関する事項や、極めて詳細な犯罪被害者のプライバシーに関する情報を取り扱うものであり、警察が処理すべきものである。

また、事情聴取や実況見分等の捜査過程における犯罪被害者の負担の軽減、犯罪被害者と警察の担当者との連絡等は、犯罪捜査等の警察活動と一体的に行われるものであり、外部委託等にはなじまない。

他方、昨今の治安情勢の悪化等により、第一線警察職員の業務負担が過重になっている現状においては、犯罪被害者や遺族の付添い等の直接的な支援活動を必ずしも十分に行うことができないことから、これらの支援活動に十分なノウハウを有している犯罪被害者等早期援助団体に対してその事務の一部を委託し、犯罪被害者のニーズに適切に対応していく必要がある。

また、警察では、犯罪被害者の精神的被害の回復・軽減を図るため、カウンセリング技術を有する警察職員の配置を推進しているが、精神的被害の回復等には、長期的かつ専門的な対応を必要とする場合があることなどから、民間の犯罪被害者相談員の委嘱により、効率的かつ効果的な被害者支援を推進することも必要である。

【緊急性の有無】

犯罪被害者の精神的被害の深刻さ、二次的被害の防止及び捜査への協力確保の重要性を考慮すれば、被害者対策の充実が急務である。

特に、犯罪被害給付制度は、13年に制度の大幅な拡充（重傷病給付金の新設、障害給付金の支給対象の拡大、給付基礎額の引上げ）が行われたことから、これらに適切に対応するためには、犯罪被害者等給付金を速やかに増額することが不可欠である。

【他の類似政策】

11年11月に内閣官房に設置された「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」は、12年3月に、警察庁を含む関係省庁が当面取り組むべき犯罪被害者対策を報告書として取りまとめている。

【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】

犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く社会に認識され、犯罪被害者に対する経済的、精神的支援を求める声はますます高まってきており、廃止、休止することはできない。

達成効果等

【これまでに達成された効果、今後見込まれる効果】

警察では、これまで被害者支援のための施策や体制の整備に努め、司法解剖後の遺体搬送の公費負担、事情聴取室の改善・整備、相談・カウンセリング体制の整備等を通じて、犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減等を行っている。

今後、被害者支援のための体制等の整備・充実を一層推進することによって、被害者支援が一層効果的に実施されるようになり、犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減等が確実に図られることが期待される。

犯罪被害者等給付金は、制度発足から16年6月末までに約6,500人の犯罪被害者に対し約148億5千万円が支給されており、今後も重要な役割を果たすことが期待される。

【効果の把握の手法】

個々具体的事案における被害者支援施策の実施状況の検証及び犯罪被害給付制度の運用状況の把握により、効果を把握する。

【効果の発現が見込まれる時期】

- ・ 犯罪被害者が給付金の支給を受けた時
- ・ 犯罪被害者が警察から各種の支援を受けた時
- ・ 民間被害者支援団体により犯罪被害者に対する支援が行われた時

予算額

【前年度予算額】

1,717,515千円
(うち犯罪被害給付金1,362,670千円)
(うち補助金 315,553千円)

【平成17年度要求額】

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| | 1,880,506千円 (うち犯罪被害給付金1,485,190千円) (うち補助金 274,754千円) | | |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 拡充された犯罪被害給付制度に適切に対応するためには、犯罪被害者等給付金の増額が必須である。 民間への委託や民間との連携は、民間活力を活かすものであり、警察の限られた人的資源を効果的かつ効率的に活用する有効な手段である。</p> <p>【他の事業との連携】 多様な犯罪被害者のニーズに的確に対応するため、警察で十分に行うことができない活動については、他の機関・団体等に適切かつ確実に引き継いでいくことが重要であることから、犯罪被害者対策関係省庁連絡会議や都道府県ごとの被害者支援連絡協議会において、関係機関との連携を図っている。 さらに、近年、犯罪被害者を対象として精神的被害回復のためのカウンセリングや直接的支援を行う民間被害者支援団体の設立が各地で進んでおり、警察としても、民間団体との連携を緊密なものとし、適切な役割分担の下での被害者支援を推進している。</p> <p>【効果とコストとの関係に関する分析】 被害者支援活動を総合的に実施することにより、犯罪被害者の精神的、経済的被害等の回復・軽減に効果が発揮されるものであり、本事業の効果とコストとの関係を定量的に分析することは困難である。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を拡充することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策評価担当課 | 給与厚生課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

犯罪被害給付制度の運用状況

| 区分 / 年別 | | 12年以前 | 13年 | 14年 | 15年 | 合計 |
|-----------------------------------|------------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 申請に係る被害者数 (申請者数) | | 3368 (5258) | 307 (499) | 393 (544) | 482 (641) | 4550 (6942) |
| 【合計】 裁(決)定 に係る被害者 (申請者数) | 支給裁(決)定に係る 被害者数 (申請者数) | 2853 (4465) | 343 (547) | 356 (529) | 487 (666) | 4039 (6207) |
| | 不支給裁定に係る 被害者数 (申請者数) | 175 (253) | 33 (55) | 23 (39) | 15 (16) | 246 (363) |
| | 計 (申請者数) | 3028 (4718) | 376 (602) | 379 (568) | 502 (682) | 4285 (6570) |
| 裁(決)定金額(百万円) | | 10586 | 1242 | 1135 | 1421 | 14384 |

| | |
|----------|--|
| 政策の名称 | <p>2 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進 |
| 政策の目的・内容 | <p>我が国の治安に深刻な影響を与えている暴力団、薬物密売組織、不良外国人グループ等の犯罪組織に打撃を与えるため、その活動拠点・情報交換場所等が多数存在する繁華街での捜査に従事する専従部隊が使用する装備資機材を整備することで、犯罪組織に関する情報収集、収集した情報の分析による組織犯罪の解明、分析結果に基づく戦略的・集中的な取締り等を実施する。</p> |
| 必要性 | <p>【公益性】 平成15年の刑法犯認知件数は279万136件で、前年（285万3,739件）から若干減少したものの、依然として高い水準である。その要因としては、暴力団、薬物密売組織、不良外国人グループ等の組織を背景として行われる犯罪が深刻化が挙げられる。特に、来日外国人犯罪については、15年の検挙件数が40,615件であり、10年前（19,671件）と比べて約2倍と急激に増加しているほか、凶悪化・組織化も進展しているところである。 また、東京都新宿区歌舞伎町に代表される繁華街には、全国的に活動を展開する暴力団、薬物密売組織、不良外国人グループ等の犯罪組織の活動拠点、情報交換場所等が多数存在している。 深刻化する組織犯罪に対する国民の不安感を解消するため、全国的な組織犯罪対策を実施する必要がある。犯罪組織の温床となっている繁華街において集中的な組織犯罪対策を実施し、犯罪組織を弱体化・壊滅させることが必要である。</p> <p>【官民の役割分担】 犯罪組織の実態解明と検挙は、高度に専門的かつ技術的な捜査活動であることから、捜査機関である警察が行うべき事務である。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪組織の実態解明及び検挙は、高度に専門的かつ技術的な捜査活動であり、捜査機関である警察が行うべき事務であることから、民営化・外部委託はできない。</p> <p>【緊急性の有無】 来日外国人犯罪や暴力団犯罪等の組織犯罪の深刻化が国民に多大な不安を与え、さらには我が国の社会・経済に悪影響を及ぼしていることから、緊急に取り組むことが求められる。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> |
| 達成効果等 | <p>【今後見込まれる効果】 専従捜査隊による情報収集と分析、これに基づく事件の摘発により、犯罪組織に打撃を与えることが期待できる。</p> <p>【効果の把握の手法】 対策の対象とする繁華街を管轄する警察署管内における犯罪の検挙状況の推移を測定する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれるが、対策の性質上、効果が十分に発現するためには、時間を要する。</p> |
| 予算額 | <p>【平成17年度要求額】 289,656千円（うち補助金 8,034千円）</p> |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 従来の繁華街への対策は、警察の各部門が繁華街における犯罪の摘発をそれぞれ行うのみであったことから、犯罪組織に打撃を与えるための継続的かつ徹底した情報の収集と分析に基づく対策を実施する必要がある。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 本政策は、長期間にわたる情報の収集と分析に基づく事件の摘発により、犯罪組織に打撃を与えることを目的とするものであり、定量的な分析は困難</p> |

| | | | |
|-----------------|--------------------|--------|---------|
| | である。 | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 新規に予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策所管課 | 企画分析課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|---------------|---|
| 政策の名称 | <p>2 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織窃盗対策用装備資機材の整備 |
| 政策の内容 ・ 目的 | <p>近年、来日外国人犯罪組織や暴力団による組織的かつ広域にわたる窃盗事件が多発し、治安上憂慮されていることから、組織窃盗対策を支援するための捜査資機材を整備することにより、この種事件を検挙するとともに、犯罪組織の壊滅を目指すものである。</p> |
| 必要性 | <p>【公益性】 平成 15 年の窃盗犯の認知件数は約 224 万件と、前年に比べて 6.0 % 減少し、その増加に歯止めがかかったところであるが、住宅対象の侵入盗、自動車盗等は、依然として増加している。 窃盗犯の多発は、我が国の治安情勢の悪化の主要因となっており、特に、組織的・広域的な窃盗事件が深刻な問題となっている。来日外国人組織によるピックアップ用具、サムターン回し用具等の特殊開錠用具を使用した侵入盗、暴力団員等による自動車盗及び盗難自動車の不正輸出等については、緊急に対策を講じる必要がある。 組織窃盗（多数の被疑者が首魁による指揮統制の下に下見、窃取、盗品の運搬、処分などの各行為を分担又は共同して行う窃盗犯）が多発していることは、国民に大きな不安を与えており、治安に対する信頼が大きく揺らぎかねない状況にあることから、捜査資機材を整備し、犯罪組織の壊滅を目指す必要があり、本事業には公益性が認められる。</p> <p>【官民の役割分担】 犯罪捜査に関するものであることから、警察が担うべきである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関するものであり、民営化や外部委託はできない。</p> <p>【緊急性の有無】 組織窃盗は国民に身近な犯罪であり、その増加と悪化は国民の体感治安に大きな影響を与えていることから、組織窃盗に対する捜査活動を支援する有効な資機材を緊急に整備する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 組織窃盗による被害は深刻化しており、その対策用装備資機材の整備を廃止、休止することはできない。</p> |
| 達成効果等 | <p>【今後見込まれる効果】 組織窃盗対策用装備資機材を整備することにより、組織窃盗グループの実態解明を効率的に行うことが可能となり、犯罪組織の壊滅に向け、首謀者等の組織中枢を含む多数の被疑者の検挙を図ることができる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれるが、対策の性質上、効果が十分に発現するためには、時間を要する。</p> |
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 44,255 千円</p> <p>【平成 17 年度要求額】</p> |

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| | 28,760 千円 | | |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 なし。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 本装備資機材の整備により、内偵等の捜査活動を効率的に行うことが可能となるが、定量的な分析を行うことは困難である。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | <p>急増する国際組織犯罪等に対して、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的に、13年7月10日、内閣に設置された国際組織犯罪等対策推進本部(本部長：内閣官房長官)においても、同本部が取り組むべき主要課題として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ピッキング用具使用の組織的窃盗 ・ 自動車の盗難と盗難自動車の不正輸出 <p>等の問題を取り上げることが決定され、その後設置された「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」により、「自動車盗難等防止行動計画」が策定されるなど、各種対策が推進されている。</p> | | |
| 政策所管課 | 捜査第一課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|---------------|--|
| 政策の名称 | 3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化 ・ 空港防護保安対策の強化 |
| 政策の内容 ・ 目的 | 平成16年4月に発生した東京国際空港内における連続車両強盗等事件の反省・教訓を踏まえ、国土交通省及び空港管理者と緊密に連携しつつ、空港に対するテロ、制限区域内への侵入等不法行為の未然防止に必要な車両を整備し、空港及び航空機の安全確保を図ることを目的とする。 |
| 必 要 性 | <p>【公益性】 13年9月11日の米国における同時多発テロ事件以降の厳しい国際テロ情勢を受けて、恒常的に警戒警備の強化が図られている中、16年4月、東京国際空港内において発生した連続車両強盗等事件は、一步誤れば、航空機と不法侵入した車両が衝突する大惨事を招きかねない事件であり、空港防護保安の在り方に大きな課題を残したものとなった。 この事件の反省・教訓を踏まえ、警察庁としては、国土交通省との間で、審議官級による「空港防護保安対策会議」を開催し、問題点の検討を行ったところであり、こうした検討を受け、全国の空港を管轄する都道府県警察に対し、空港内における自主警備措置を講じる空港管理者と緊密に連携しつつ、空港内外における警戒警備活動を更に強化するとともに、万が一、空港制限区域内への侵入が企図された場合には、積極的な関与を行うことを指示したところである。 そこで、空港及び航空機の安全に万全を期するためには、特に、空港周辺において空港内への侵入を企図する不審者、不審車両の早期発見・検挙、万が一侵入された場合における空港制限区域内での検索等に有効な車両を整備し、警察の活動能力を一層強化する必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 空港及び航空機に対するテロその他の不法行為の未然防止のための不審者の発見・検挙や、テロリスト、不法行為被疑者の制圧・検挙は、公権力の行使であり、警察において実施する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 空港及び航空機の安全確保を図るための空港外周を中心とする警戒警備及びテロリスト等の制圧・検挙は、公共の安全と秩序の維持に当たる警察が直接行うべきものであり、民営化・外部委託により行うことはできない。</p> <p>【緊急性の有無】 米国における同時多発テロ事件の発生以降、国際テロの脅威は高まっており、国民に大きな不安を与えているところであるが、特にテロ等が発生すれば重大な結果を招きかねない空港や航空機の安全確保は国の治安対策の最重要事項の一つであり喫緊の課題である。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> |
| 達成効果等 | <p>【今後見込まれる効果】 空港に対する警戒警備に当たり、空港及び航空機へのテロ・不法行為を企図する不審者や不審車両の発見、空港敷地内における不法侵入者の発見検挙等に当たる警察部隊の活動能力が更に強化され、空港及び航空機の安全確保に資する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 空港防護保安対策の強化に必要な車両が整備された時。</p> |
| 予 算 額 | 【平成17年度要求額】 100,905千円 |
| 効 率 性 | <p>【代替手段の有無】 空港防護保安対策の強化には、不審者、不審車両の早期発見・検挙を行うための車両の整備が必要不可欠であり、他の装備資機材等で代替することはできない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】</p> |

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| | <p>空港利用者の多さや1機当たり数百人単位の乗客が搭乗することにかんがみても、空港や航空機の安全を害するテロ等の敢行を許すことの損害は計り知れない。かかる事案の未然防止や被疑者の早期発見・検挙に必要な車両を整備する本事業は、そのコストをはるかに上回る効果が見込まれる。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 新規に予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策評価担当課 | 警備課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|----------|--|
| 政策の名称 | <p>3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N B Cテロ対応専門部隊等の充実強化 |
| 政策の内容・目的 | <p>核物質・生物剤・化学剤を使用したN B Cテロ事案が発生した場合における迅速的確な初動対応に当たるため、高度な装備資機材を配備したN B Cテロ対応専門部隊の増設、機動隊や警察署における装備資機材の充実・強化を図ることにより、国民の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。</p> |
| 必 要 性 | <p>【公益性】 警察では、平成7年のオウム真理教による地下鉄サリン事件等を直接の契機として各種装備資機材を全国に整備するとともに、11年度予算において警視庁及び大阪府警察に高度な装備資機材を配備したN B Cテロ対応専門部隊を設置した。 また、13年の米国同時多発テロ事件の発生後、国際テロの脅威が世界的に高まる中、米国で炭疽菌事件が発生し、実際に死傷者が出るなど、核物質・生物剤・化学剤を使用したいわゆるN B Cテロの脅威が現実のものとなっていることを受け、13年度補正予算により、6道県（北海道、宮城、神奈川、愛知、広島、福岡）の警察に高度な装備資機材を配備したN B Cテロ対応専門部隊を増設したところである。 しかしながら、その後も、14年5月にアル・カーイダの関係者が米国内において放射性物質「ダーティボム」使用によるテロを計画した容疑で逮捕された事案や、15年から16年にかけて、猛毒である「リシン」が、欧州各国で相次いで発見され、米国連邦議会議員会館に送付されるなどの事案が発生したとの報道もあり、N B Cテロの脅威は国際的に依然として高い状態にある。 こうした中、警察としては、国内におけるN B Cテロの発生に備えて、N B Cテロ対応専門部隊の増設、機動隊や警察署における装備資機材の充実・強化により、体制の更なる強化を図り、国民の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持に万全を期する必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 N B Cテロ対策は、警察庁を含めた政府全体として取り組んでいるものであり、N B Cテロが発生した場合に、これに対処することは、国民の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持に当たる警察の責務である。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 N B Cテロ対策は、我が国の重要施策として取り組んでいるもので、正に公益性を有する国の事業であり、また、当該業務は極めて危険なものであることから、かかる事業を外部委託等により行うことはできない。</p> <p>【緊急性の有無】 米国における同時多発テロ事件の発生以降、国際テロの脅威は高まっており、国民に大きな不安を与えている。特にN B Cテロが発生すれば甚大な被害が生じるおそれがあり、これに備えた初動対応体制を整備することは喫緊の課題である。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 米国における同時多発テロ事件の発生以降、国際テロの脅威は高まっており、特にN B Cテロが発生すれば甚大な被害が生じるおそれがあることから、今後とも、一層強力に対策を講じていく必要がある。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 13年の米国における炭疽菌事件以降、我が国でこれを模倣したと思われる白い粉末を郵送するなどの事案が全国で2,600件以上発生しているが、こうした事案に対しては、N B Cテロ対応専門部隊等が出動して、迅速的確な対応を行っている。 また、14年に神奈川県寒川町の旧日本海軍工廠跡地から真正のマスタードガス等が発見された事案においても、N B Cテロ対応専門部隊が出動し、現場周辺の検知活動等を行い住民の安全を確保した。 その他、鉄道車両内やビル内における異臭事案等、N B Cテロが疑われる</p> |

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| | <p>事案が発生した際には、NBCテロ対応専門部隊等による迅速的確な対応を行い、適切に処理している。</p> <p>【今後見込まれる効果】 NBCテロ事案発生時において、被害者の救出、立入禁止区域の設定、撤布された生物剤・化学剤の検知・回収、付近住民の避難誘導等、警察の初動対応能力が更に強化され、国民の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持に資する。</p> <p>また、警察官の受傷事故防止にも資する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 NBCテロ対応専門部隊の増設や機動隊、警察署における装備資機材の整備がなされた時。</p> | | |
| 予 算 額 | <p>【前年度予算額】 236,353千円</p> <p>【平成17年度要求額】 249,923千円</p> | | |
| 効 率 性 | <p>【代替手段の有無】 NBCテロ事案への対処には、専門の車両・装備資機材が必要不可欠であり、他の装備資機材等で代替することはできない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 数千人規模の死傷者を出した地下鉄サリン事件の例から見ても、NBCテロが実際に敢行された場合の損害は計り知れないものであり、かかる事案への初動対処に必要な部隊の整備は、そのコストをはるかに上回る効果が見込まれる。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を拡充することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策評価担当課 | 警備課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|---------------|---|
| 政策の名称 | 3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化 ・ 不法滞在者対策用装備品の整備 |
| 政策の内容 ・ 目的 | 現場における偽変造旅券識別能力の向上を図ることにより、偽変造旅券を保有・行使する者を効率的に検挙するとともに、旅券偽造組織の実態を解明する。 |
| 必要性 | <p>【公益性】 平成13年9月11日の米国における同時多発テロ事件以降、国境を越えてネットワーク化するテロの脅威は、世界的に極めて高い状態にあり、我が国もその例外ではない。 また、来日外国人犯罪の検挙人員は高い水準で推移しており、特に、凶悪犯、侵入盗、薬物事犯の検挙人員に占める不法滞在者の割合が高いことから、不法滞在者が外国人犯罪の温床になっているという指摘もある。 このような中、警察庁では、国際テロリストを含む不法入国・不法滞在者の取締りのため、入国管理局等関係機関との連携の強化、各種装備品の活用によるテロリスト等の捕捉などを通じた水際対策の強化、繁華街等での集中取締りの強化等を図っている。 近年の出入国管理及び難民認定法違反事件の傾向をみると、偽変造旅券等を用いた不法入国事件が年々増加する傾向にあり、近年減少傾向にある船舶利用による不法入国に代わり、不法入国の主たる方法となりつつある。 また、不法在留者・不法残留者の検挙数は依然として高い水準で推移している。 警察は、公共の安全と秩序を維持するため、国際テロリストを含む不法入国・不法滞在者の取締りを強化することが求められており、不法滞在者対策用装備品を整備し、取締りを強化していく必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 国際テロリストを含む不法入国者の取締り及び不法滞在者の取締りは公権力の行使であり、警察が実施する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 国際テロリストを含む不法入国・不法滞在者の取締りについては、公共の安全と秩序の維持に当たる警察が直接行うべきであることから、民営化・外部委託にはなじまない。</p> <p>【緊急性の有無】 上記のような極めて厳しい国際テロ情勢、来日外国人犯罪情勢等にかんがみると、国際テロリストを含む不法入国・不法滞在者の取締りの徹底は治安維持の基本であり、そのための各種装備資器材の整備は緊急の課題である。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 同時多発テロ事件以降、国境を越えてネットワーク化するテロの脅威は、世界的に極めて高い状態にあり、国際テロリストを含む不法入国者の取締りを強化していく必要がある。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 15年度に不法滞在者対策用装備品が警視庁、大阪、千葉、埼玉の4都府県警察に整備されたところであり、現場での旅券の早期真贋判断、警察による簡易鑑定が迅速に実施できることとなったほか、偽造旅券のデータ蓄積が可能となり、不法入国・不法滞在者取締りに資する体制が整いつつある。</p> <p>【今後見込まれる効果】 不法滞在者の取扱いが多い警察に不法滞在者対策用装備品を整備することにより、偽変造旅券を所持し、正規滞在を装っている不法滞在者の検挙が更に容易となり、また、国際テロリスト等の不法入国外国人の取締りに資する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれるが、対策の性質上、効果が十分に発現するためには、時間を要する。</p> |
| 予算額 | 【前年度予算額】 |

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| | 38,614千円 【平成17年度要求額】 46,778千円 | | |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 偽変造容疑のある旅券等を所持している外国人を職務質問した場合などにおいては、警察官の観察のみによって当該旅券等の真贋を現場で判断することは事実上困難であることから、不法滞在対策資機材を整備することが必要である。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 偽変造旅券を所持する外国人を検挙する際、職務質問等を実施する現場で旅券の真贋を容易に判定できれば、業務の効率化につながる。 また、警察による簡易鑑定が実施できることで捜査の効率化につながるものである。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策評価担当課 | 外事課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|---------------|--|
| 政策の名称 | 3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化 ・ 警察移動通信システムの整備 |
| 政策の目的 ・ 内容 | 警察活動の神経系統として最も重要な警察通信システムの一つである警察移動通信システムについて、防諜対策を強化し、テロ対策を始めとする各種警察活動において有効な機能を設け、緊急更新整備を実施するものである。 |
| 必要性 | <p>【公益性】 警察移動通信システムは、広く警察活動に使用されている無線通信システムであり、警察本部の通信指令室を中心に警察署、パトカー、白バイ、警察用船舶、警察用ヘリコプター等の間で通信を行うもので、警察活動に不可欠なシステムである。 新たに整備する警察移動通信システム（以下「新システム」という。）は、暗号強度の向上、不感地帯対策、小型軽量化等の各種機能を盛り込み、より円滑な警察活動を可能にするものであり、高い公益性が認められる。</p> <p>【官民の役割分担】 本事業は、テロ対策を始めとする各種警察活動に活用されるものであり、警察が担う必要がある。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 テロ対策等は、個人の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持に当たる警察が行うべきものであり、民営化・外部委託には適さない。</p> <p>【緊急性の有無】 現行の警察移動通信システム（以下「旧システム」という。）は、整備後既に20年以上が経過し、老朽化が著しいため、障害頻度の上昇や機能停止などのおそれがある。また、暗号強度の相対的な低下により傍受事案の発生をみるに至っており、これらを解決するために平成12年度を初年度として新システムの緊急更新整備に着手したところである。新旧のシステムには互換性がないことから、整備過渡期においては、円滑な運用を図るため新旧両方の無線機を携帯するなどの対策を施す必要があり、第一線の警察官には大きな負担となる。このシステムは最も使用頻度の高いシステムであるため、このような整備過渡期は可能な限り短期間にする必要があり、早期に全国整備しなければならない。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 新システムにおける機能改善の一つである暗号強度の高度化は、極めて重要であり、その整備充実を図る必要がある。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 全国整備に至っていないこと、運用開始後間もないことから、その効果事例等は少ないものの、新システムはデータ伝送がスムーズであるなど、警察活動の円滑化に寄与している。</p> <p>< 運用開始した地域の通信環境 > 警視庁及び千葉、神奈川、埼玉各県警察における状況を調査。 管轄域面積比（4都県警察計） ・ サービスエリア： 89.8% 95.5% ・ 電波高感度地域： 36.4% 48.2%</p> <p>< 無線通話時におけるデータ伝送状況 > 無線通話時に各種照会システムを利用し、照会回答が得られるまでの時間を計測。 ・ 旧システム：10分程度 新システム：0.5～1分程度</p> <p>【今後見込まれる効果】 新システムを整備することにより、老朽化している旧システムの機能不全による警察活動の停止を回避することができる。また、暗号強度の向上により犯罪を企図する者への情報の漏えいを防止できるほか、電波干渉の影響を低減することによって不感地帯面積を縮減できる。さらに、車載無線機の中継機能により、迅速な不感地帯対策を講じることができ、各種警察活動において十全にその機能を発揮することが期待される。無線機については小型・軽量化を図ることができ警察官の負担を軽減できる。</p> |

| | | | |
|-----------------|---|--------|---------|
| | <p>これらの有効な機能を発揮することで、テロ対策を始めとする各種警察活動をより円滑にし、国民の生活の安全と平穩の確保に寄与するものである。</p> <p>【効果の把握の手法】 運用開始された地域の通信環境の改善状況、データ伝送に要する時間の短縮状況等により効果を検証する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 部分的には、整備・運用開始後から順次効果が見込まれるが、全体の効果については、新システムが全国整備に至った後に見込まれる。</p> | | |
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 11,038,060千円</p> <p>【平成17年度要求額】 25,692,412千円</p> | | |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 テロ発生時、大規模災害発生時等においても途絶することなく、かつ、警察活動に適した通信手段を確保するためには、自営による移動通信システムを構築する必要があり、その代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 通信指令システムは、国民からの緊急通報を受け、各警察署、パトカー等に迅速かつ的確に手配、指令を行うものである。この手配、指令手段として警察移動通信システムが使用されており、「県本部指令通信施設改修整備」において、通信指令システムを高度化更新している。</p> <p>【効果とコストの関係についての分析】 本システムは、警察活動の根幹となるものであり、その通信が傍受された場合には犯罪捜査を始めとする警察活動に大きな打撃を与えるものである。新システムの整備により暗号の強化が図られ警察活動の基盤を揺るがず傍受に対する懸念が払拭されるものの、定量的な分析は困難である。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策所管課 | 通信施設課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|---------------|--|
| 政策の名称 | 4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 ・ 車間距離不保持違反取締装置の整備 |
| 政策の目的 ・ 内容 | 車間距離測定の正確性、違反状況の撮影等証拠資料の確保に優れた車間距離不保持違反取締装置を導入することにより車間距離不保持違反車両に対する取締りを強化し、高速道路における交通人身事故の主な原因である車間距離不保持違反を抑止し、もって、交通事故の抑止を図る。 |
| 必要性 | <p>【公益性】 高速道路における交通人身事故の事故類型別発生状況は、追突によるものが過去3年間いずれも64%以上を占めているところであるが、追突による交通人身事故の主な原因は、速度超過、前方不注視及び車間距離不保持であり、高速道路交通警察は、車間距離不保持違反の取締りを恒常的に実施している。しかしながら、車間距離不保持違反の取締りにおける車間距離の測定は、車線境界線（白色破線）の長さを基に目視により行われており、相当な経験を有する高速道路交通警察隊員の高度な技術が必要とされることから、新たな取締り資機材の開発が求められていた。</p> <p>このような状況の中、車間距離を機械的に測定し、車間距離測定の正確性、違反車両等の走行状況、違反場所の特定等証拠資料の確保に優れた装置が開発されたことから、これを全国に整備することにより取締りを強化し、車間距離不保持に起因する事故防止を図る必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 交通違反の取締りは、警察の犯罪捜査権限に基づき行うものであり、そのために必要な機材の整備は、警察において行う必要がある。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関する権限は、警察等捜査機関が行使するものであり、民営化・外部委託はできない。</p> <p>【緊急性の有無】 平成15年は、全国的に交通事故による死者数が減少する中、高速道路においては、増加に転じており、交通事故発生件数も依然として年間約14,000件と厳しい状況が続いている。交通事故の発生を抑止するためには、効果的な交通違反の取締りを緊急に推進する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 高速道路における追突による交通人身事故の発生が大きく減少し、本装置による車間距離不保持違反の効果的な取締りの必要性がなくなるような状況となった場合は、休止の可能性も考えられるが、現在はそのような楽観的な情勢にない。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 本機器を開発し取締りのノウハウを有する栃木県警察においては、先行的に取締りを行い、本年2月から6月末までの間に142件を検挙している。</p> <p>【今後見込まれる効果】 車間距離不保持違反の取締りを効果的に実施できることから、危険性の高い車間距離不保持の抑止及び車間距離不保持違反に起因する交通事故の抑止に効果が期待できる。</p> <p>【効果の把握の手法】 本装置による車間距離不保持違反の検挙件数及び高速道路における車間距離不保持に起因する交通事故件数を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本装置については、整備後、本装置の運用に際しての検察庁との協議及び装置の習熟期間を必要とするため、本格的な施策効果は、本装置の整備から半年から1年が経過した後に発現することが見込まれる。</p> |
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 60,385千円</p> <p>【平成17年度要求額】 62,594千円</p> |

| | | | |
|------------------------|--|---------------|----------------|
| <p>効率性</p> | <p>【代替的手段の有無】 現行の目視による取締り手法は、取締りのための高度な技術と経験が必要とされることから、車間距離を機械的に測定し、車間距離測定の正確性、違反車両等の走行状況、違反場所の特定等証拠資料の確保に優れた車間距離不保持違反取締装置の導入は不可欠であり、その代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 当該装置は、一定の訓練を行うことにより効果的な取締りが可能となるものであり、現行の目視による取締りの技術を身に付けるためには、相当の経験を要することを考慮すると、低いコストで高い効果をあげることができるものである。</p> | | |
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>なし。</p> | | |
| <p>評価の結果</p> | <p>既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。</p> | | |
| <p>その他</p> | <p>11年 警察装備開発改善コンクールにおいて警察庁長官賞受賞 12年 科学技術庁長官賞受賞（創意功労者）</p> | | |
| <p>政策所管課</p> | <p>交通企画課</p> | <p>評価実施時期</p> | <p>平成16年8月</p> |

高速道路における交通違反取締り状況(シートベルト違反を除く)

| | 平成 11年 | 平成 12年 | | 平成 13年 | | | 平成 14年 | | | 平成 15年 | | | |
|-----------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|------|
| | 件数 | 件数 | 前年比増減数 | 前年比 | 件数 | 前年比増減数 | 前年比 | 件数 | 前年比増減数 | 前年比 | 件数 | 前年比増減数 | 前年比 |
| 車間距離不保持違反 | 24,678 | 20,684 | -3,994 | -16.2 | 17,921 | -2,763 | -13.4 | 16,105 | -1,816 | -10.1% | 16,556 | 451 | 2.8% |
| その他 | 582,261 | 528,947 | -53,314 | -9.2 | 518,438 | -10,509 | -2.0 | 534,179 | 15,741 | 3.0% | 563,675 | 29,496 | 5.5% |
| 合計 | 606,939 | 549,631 | -57,308 | -9.4 | 536,359 | -13,272 | -2.4 | 550,284 | 13,925 | 2.6% | 580,231 | 29,947 | 5.4% |

1 高速道路における人身事故発生状況

(単位:件 %)

| 事故類型 | 年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | 構成率 | |
| 人对車両 | | 116 | 156 | 178 | 160 | 137 | 1.0% |
| 車両相互 | | 10,642 | 11,848 | 12,237 | 11,630 | 11,625 | 83.1% |
| | 追突 | 8,478 | 9,352 | 9,685 | 9,181 | 9,017 | 64.4% |
| | その他 | 2,164 | 2,496 | 2,552 | 2,449 | 2,608 | 18.6% |
| 車両単独 | | 2,228 | 2,321 | 2,311 | 2,293 | 2,230 | 15.9% |
| 合計 | | 12,986 | 14,325 | 14,726 | 14,083 | 13,992 | 100.0% |

2 高速道路における交通違反取締り状況

(単位:件 %)

| 違反区分 | 年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | |
|------|---|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | | | | | 構成率 | |
| 速度超過 | | 395,221 | 368,620 | 372,004 | 401,993 | 423,002 | 72.9% |
| 通行帯 | | 86,535 | 74,631 | 65,020 | 57,007 | 64,918 | 11.2% |
| 車間距離 | | 24,678 | 20,684 | 17,921 | 16,105 | 16,556 | 2.9% |
| 過積載 | | 10,797 | 9,478 | 7,462 | 6,770 | 5,868 | 1.0% |
| その他 | | 89,708 | 76,218 | 73,952 | 68,409 | 69,887 | 12.0% |
| 合計 | | 606,939 | 549,631 | 536,359 | 550,284 | 580,231 | 100.0% |

| | |
|---------------|---|
| 政策の名称 | 4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 ・ 交通事故自動記録装置の整備 |
| 政策の内容 ・ 目的 | 全交通事故件数の約半数を占め、都市部においても多発している交差点事故が発生した場合に、車両の衝突音やスリップ音を感知して、当該事故前後の映像等を記録する交通事故自動記録装置を全国の交通事故多発交差点に設置・活用し、迅速・的確な交通事故事件捜査を推進するとともに、事故に伴う交通渋滞の早期解消を図るもの。 |
| 必要性 | <p>【公益性】 都市部を中心として多発する交通事故は、人の死傷、車両の損壊等の人的・財産的損失にとどまらず、経済的活動を阻害する交通渋滞の原因となるなど、都市機能に悪影響を及ぼしている。 また、交通事故事件捜査に対しては被害者・遺族からの事故原因の徹底究明を求める声が高まっており、ち密かつ科学的な捜査が一層求められている。</p> <p>こうした中、交通事故は依然として多発し、第一線における交通事故捜査の業務負担は過重になっている。全交通事故件数の約半数を占める交差点事故の捜査では、当事者双方が青信号であったと主張する、いわゆる「青々事故」のほか、目撃者探しなど、事故原因の究明に多大の労力を要している。</p> <p>このような状況を踏まえ、科学的かつ効率的な捜査を推進する観点から交通事故自動記録装置を全国の交通事故多発交差点に整備し、交差点における交通事故の発生状況の早期把握、事故当事者の現場立会時間の短縮等により迅速かつ的確に交通事故事件捜査を行うとともに、事故に伴う交通渋滞の早期解消により都市交通機能の改善、向上を図る必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 交通事故事件捜査は、警察の犯罪捜査権限に基づき行うべきものであり、そのために必要な装置の整備は、警察において行うべきものである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関するものであり、民営化・外部委託はできない。</p> <p>【緊急性の有無】 交通事故が依然として多発している中で、第一線の交通事故事件捜査の業務負担は限界に達しており、限られた捜査体制の中で、より合理的かつ効率的に交通事故事件捜査を行うには、本装置のような捜査支援システムの積極的導入・活用等を緊急に推進する必要がある。</p> <p>【他の類似施策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 交通事故が依然として多発している中で、第一線の交通事故事件捜査の業務負担が限界に達している一方で、平成13年12月には危険運転致死傷罪が創設され、交差点における信号殊更無視を含む悪質・危険な運転による事故に対して重罰化が図られるなど、交差点事故に対し、よりの確な捜査を推進する必要が更に高まっており、今後とも本装置の拡充が必要である。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 交通事故自動記録装置は、15年度末までに724交差点に設置されている。 14年度末までに本装置が設置された537交差点について、15年中に記録した交通事故件数は約1,800件となっており、迅速かつ的確な交通事故事件捜査に大きく寄与している。</p> <p>【今後見込まれる効果】 本装置によって、事故当時の車両の走行状況、信号現示等がVTRに記録され、客観的な資料に基づく事故状況の早期把握が可能になり、事故当事者の現場立会いを要する実況見分に費やされる時間も短縮される。これにより、捜査が迅速かつ的確に行われるとともに、事故に伴う交通渋滞が早期に解消され、都市交通機能の改善、向上が図られる。</p> <p>【効果の把握の手法】 本装置の活用内容・件数等について、交通事故事件捜査に当たる都道府県警察から報告を受け、その効果を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本装置については、整備直後から交通事故事件捜査に活用可能であり、直</p> |

| | | | |
|-----------------|--|--------|---------|
| | ちにその効果が期待できる。 | | |
| 予算額 | 【前年度予算額】 118,284 千円（補助金） 【平成17年度要求額】 121,370 千円（補助金） | | |
| 効率性 | 【代替的手段の有無】 交通事故事件捜査上、極めて客観性の高い証拠資料となる交通事故発生時の状況を記録した現場映像は本装置でなければ得ることができないものである。 【他の事業との連携】 なし。 【効果とコストとの関係についての分析】 本装置は、活用の機会が特に多いと考えられる事故多発交差点に重点的に設置することとしている。本装置を活用しない場合の長時間にわたる事故現場での実況見分に伴う交通渋滞による経済的損失、目撃者探し等の捜査に従事する捜査員の人件費等の経費、本装置による当事者の負担軽減効果等を考えると、本装置は長期的に見ればコストに見合った十分な効果を上げるものといえる。 | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | なし。 | | |
| 評価の結果 | 既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。 | | |
| その他 | | | |
| 政策評価担当課 | 交通指導課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

| | |
|---------------|---|
| 政策の名称 | 4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 ・ 特定交通安全施設等整備事業の推進 |
| 政策の内容 ・ 目的 | 本事業は、交通管制システムの高度化や信号機の改良等によって、交通事故の防止、交通渋滞の解消、交通公害の軽減を図るものである。 |
| 必要性 | <p>【公益性】 信号機の集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御することにより、交通事故の防止、交通渋滞の解消等を図る。 プログラム多段系統化 対象区間の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑にすることにより交通渋滞の解消等を図る。 半感応化 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先して青にすることにより交通渋滞の解消等を図る。 多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離することにより、右折車と対向直進車の交通事故等を防止するとともに、交通渋滞の解消等を図る。</p> <p>【官民の役割分担】 交通安全施設等整備事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、都道府県公安委員会が行うこととされている。 なお、交通管制技術の研究開発は、産官学の連携により推進されている。 また、ITの飛躍的発展に伴い、民間事業者によるカーナビゲーション装置等を活用した交通情報提供事業が活発化している。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 交通の規制は違反者に罰則が適用される権力的な行政行為であるため、これを民営化し、又は外部委託することは困難である（保守点検は外部委託されている。）。</p> <p>【緊急性の有無】 平成15年中の交通事故死者数は7,702人と3年連続して減少したが、人身事故の発生件数は約95万件（前年比1.2%増、10年前と比べて31%増）であり、負傷者数は約118万人（前年比1.2%増、10年前と比べて34%増）と、いずれも過去最多となっている。 また、道路の混雑度（交通量/交通容量）の水準は依然として高く、東京、大阪等の一般道路の平均速度はわずか20km毎時となっており、交通渋滞による経済損失は年間約12兆円、国民一人当たり約9万円に達すると試算されている。 さらに、排気ガスと自動車騒音に係る環境基準の達成率は依然として低く、地球温暖化を招く二酸化炭素の排出量も、運輸部門が全体の約2割、そのうち自動車交通に起因するものが約9割を占める状況にある。 これに対し、自動車保有台数、自動車走行キロ、運転免許人口等は増加を続けており、社会の高齢化も進展しているため、現段階で十分な対策を講じなければ、こうした情勢がますます悪化することは不可避である。</p> <p>【他の類似政策】 なし。</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記のとおり、我が国の交通情勢は依然として深刻であり、第159回国会の内閣総理大臣施政方針演説において、交通事故死者数を10年間で5,000人以下にすることを旨とする政府目標が示されていることから、引き続き交通安全施設等の整備等を積極的に推進する必要がある。</p> |
| 達成効果等 | <p>【これまでに達成された効果】 10年度から14年度までの5年間に整備した特定交通安全施設等の一部によ</p> |

| | | | |
|-----------------|--|--------|---------|
| | <p>り同期間中に得られた便益は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通人身事故の抑止効果 約11万件（金額換算 約3,600億円） ・ 交通円滑化効果（渋滞緩和、旅行時間短縮）約1兆5,300億円 ・ 二酸化炭素排出量の削減効果 約137万t - CO₂ <p>と試算される。</p> <p>【今後見込まれる効果】 17年度予算による特定交通安全施設等の整備により、交通人身事故の抑止等上記効果と同様の効果が見込まれる。</p> | | |
| 予算額 | <p>【前年度予算額】 16,222,561千円（補助金）</p> <p>【平成17年度要求額】 18,948,601千円（補助金）</p> | | |
| 効率性 | <p>【代替的手段の有無】 これに代わり、警察官が交差点等において交通規制、交通整理、交通指導取締り等を行うことによって同様の効果をあげることは、事実上不可能であり、必要となる経費も膨大で極めて非効率である。</p> <p>【他の事業との連携】 本事業は、都道府県公安委員会が上記施策を、道路管理者が交差点改良等の施策を相互に連携して推進している。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 10年度から14年度までの間の累積予算額（事業費ベース）は約2,085億円であるが、その一部による経済便益が、前記「達成効果等」の項のとおり、同期間中だけで約1兆9,000億円に達しており、約9倍の投資効果がある。</p> | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <p>本事業評価は、学識経験者等から成る「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：故 大藏泉横浜国立大学教授）が、事業項目ごとに整備箇所の一定の割合を抽出の上、事業実施前後の交通事故・交通渋滞の発生状況等を比較・分析して算出した交通事故の抑止効果、交通円滑化効果等に基づいて実施している。</p> | | |
| 評価の結果 | <p>既存事業等を継続することとし、これを反映した予算概算要求を行うこととする。</p> | | |
| その他 | | | |
| 政策評価担当課 | 交通規制課 | 評価実施時期 | 平成16年8月 |

主な特定交通安全施設等整備事業

| 事業項目 | 事業内容 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中制御化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム多段系統化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 半感応化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 閑散時押ボタン化、閑散時半感応化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知（歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 右折感応化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 多現示化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム多段化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 速度感応化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速走行抑止システム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対向車接近表示システム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等感応化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者感応化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する。 |

事故抑止件数

(単位:件)

| 事業 年度 | 集中制御化 | | プログラム多段系統化 | | 半感応化 | | 閑散時半感応化 | | 右折感応化 | |
|----------|--------|--------|------------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 |
| 平成10年度 | 2,848 | 1,339 | 805 | 407 | 396 | 176 | 515 | 258 | 136 | 145 |
| 平成11年度 | 2,721 | 3,956 | 560 | 1,096 | 296 | 484 | 440 | 735 | 173 | 474 |
| 平成12年度 | 3,550 | 6,903 | 950 | 1,858 | 440 | 812 | 550 | 1,230 | 221 | 894 |
| 平成13年度 | 2,304 | 9,655 | 488 | 2,585 | 362 | 1,169 | 349 | 1,680 | 106 | 1,242 |
| 平成14年度 | 2,589 | 11,954 | 542 | 3,105 | 332 | 1,477 | 425 | 2,067 | 161 | 1,526 |
| 小計 | 14,012 | 33,807 | 3,345 | 9,050 | 1,826 | 4,118 | 2,279 | 5,969 | 797 | 4,280 |

| 事業 年度 | 多現示化 | | プログラム多段化 | | 閑散時押ボタン化 | | 速度感応化 | | 高速走行抑止 | |
|----------|-------|--------|----------|--------|----------|------|-------|------|--------|------|
| | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 |
| 平成10年度 | 869 | 808 | 2,955 | 1,079 | 74 | 20 | 68 | 22 | 29 | 14 |
| 平成11年度 | 898 | 2,451 | 3,017 | 3,258 | 50 | 52 | 50 | 60 | 24 | 39 |
| 平成12年度 | 1,406 | 4,594 | 3,230 | 5,539 | 100 | 92 | 80 | 103 | 35 | 68 |
| 平成13年度 | 807 | 6,652 | 2,375 | 7,584 | 67 | 136 | 20 | 135 | 12 | 90 |
| 平成14年度 | 897 | 8,237 | 2,547 | 9,381 | 68 | 172 | 26 | 150 | 10 | 101 |
| 小計 | 4,877 | 22,743 | 14,124 | 26,841 | 359 | 473 | 244 | 471 | 110 | 312 |

| 事業 年度 | 対向車接近表示 | | 高齢者等感応化 | | 歩行者感応化 | | 計 |
|----------|---------|------|---------|-------|--------|-------|---------|
| | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 | 基数 | 抑止件数 | 抑止件数 |
| 平成10年度 | 28 | 39 | 328 | 113 | 120 | 70 | 4,488 |
| 平成11年度 | 29 | 119 | 278 | 322 | 96 | 195 | 13,243 |
| 平成12年度 | 30 | 201 | 353 | 540 | 90 | 303 | 23,136 |
| 平成13年度 | 18 | 268 | 391 | 797 | 38 | 377 | 32,369 |
| 平成14年度 | 13 | 311 | 540 | 1,118 | 74 | 442 | 40,041 |
| 小計 | 118 | 937 | 1,890 | 2,890 | 418 | 1,386 | 113,277 |

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別添1参照。
- ・ 「抑止件数」とは、人身事故の抑止件数である。
- ・ 整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度からの抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

事故抑止による経済便益

= 317.0万円 (事故1件あたりの経済的損失) × 113,277 (事故抑止件数)

= 35,908,809万円

3,600億円

交通事故による経済的損失に関する調査研究報告書 (内閣府政策統括官) より

交通円滑化便益

(時間便益)

(単位:億円)

| 事業 年度 | 集中制御化 | | プログラム多段系統化 | | 半感応化 | | 右折感応化 | | 合計 |
|----------|--------|--------|------------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
| | 基数 | 効果(億円) | 基数 | 効果(億円) | 基数 | 効果(億円) | 基数 | 効果(億円) | 効果(億円) |
| 平成10年度 | 2,848 | 446 | 805 | 148 | 396 | 4 | 136 | 4 | 601 |
| 平成11年度 | 2,721 | 1,319 | 560 | 398 | 296 | 10 | 173 | 12 | 1,738 |
| 平成12年度 | 3,550 | 2,301 | 950 | 675 | 440 | 17 | 221 | 23 | 3,015 |
| 平成13年度 | 2,304 | 3,218 | 488 | 939 | 362 | 24 | 106 | 31 | 4,212 |
| 平成14年度 | 2,589 | 3,985 | 542 | 1,128 | 332 | 30 | 161 | 38 | 5,181 |
| 小計 | 14,012 | 11,269 | 3,345 | 3,287 | 1,826 | 84 | 797 | 108 | 14,747 |

(走行便益)

| 事業 年度 | 集中制御化 | | プログラム多段系統化 | | 半感応化 | | 右折感応化 | | 合計 |
|----------|--------|--------|------------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
| | 基数 | 効果(億円) | 基数 | 効果(億円) | 基数 | 効果(億円) | 基数 | 効果(億円) | 効果(億円) |
| 平成10年度 | 2,848 | 17 | 805 | 6 | 396 | 0 | 136 | 0 | 23 |
| 平成11年度 | 2,721 | 49 | 560 | 15 | 296 | 1 | 173 | 1 | 66 |
| 平成12年度 | 3,550 | 86 | 950 | 26 | 440 | 1 | 221 | 1 | 115 |
| 平成13年度 | 2,304 | 121 | 488 | 36 | 362 | 2 | 106 | 1 | 160 |
| 平成14年度 | 2,589 | 150 | 542 | 43 | 332 | 2 | 161 | 2 | 197 |
| 小計 | 14,012 | 423 | 3,345 | 126 | 1,826 | 7 | 797 | 5 | 561 |

・単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度からの経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

交通円滑化便益

$$\begin{aligned}
 &= 1兆4,747億円(時間便益) + 561億円(走行便益) \\
 &= 1兆5,308億円 \\
 &1兆5,300億円
 \end{aligned}$$

二酸化炭素排出量削減効果

(単位:CO₂)

| 事業 年度 | 集中制御化 | | プログラム多段系統化 | | 半感応化 | | 右折感応化 | | 合計 |
|----------|--------|---------|------------|---------|-------|--------|-------|--------|-----------|
| | 基数 | 効果 | 基数 | 効果 | 基数 | 効果 | 基数 | 効果 | 効果 |
| 平成10年度 | 2,848 | 37,907 | 805 | 17,364 | 396 | 644 | 136 | 352 | 56,266 |
| 平成11年度 | 2,721 | 112,030 | 560 | 46,807 | 296 | 1,768 | 173 | 1,153 | 161,758 |
| 平成12年度 | 3,550 | 195,497 | 950 | 79,378 | 440 | 2,964 | 221 | 2,173 | 280,012 |
| 平成13年度 | 2,304 | 273,414 | 488 | 110,395 | 362 | 4,267 | 106 | 3,020 | 391,096 |
| 平成14年度 | 2,589 | 338,540 | 542 | 132,612 | 332 | 5,395 | 161 | 3,711 | 480,259 |
| 小計 | 14,012 | 957,388 | 3,345 | 386,556 | 1,826 | 15,038 | 797 | 10,409 | 1,369,391 |

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度からの削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

二酸化炭素の削減効果は、

約137万トンのCO₂